

JSA 神奈川支部通信

No. 2 September 2024 日本科学者会議神奈川支部 発行

事務局長：☎230-0071 横浜市鶴見区駒岡 3-30-G-408 飯岡ひろし

HP : <https://jsa-kanagawa.jp>、携帯電話 080-1987-0994、E-mail : [iioka408\(at\)gmail.com](mailto:iioka408(at)gmail.com)

年会費 10800 円, 院生・読者 5400 円 ゆうちょ銀行振替口座 0280-1-12774 日本科学者会議神奈川支部

この号の目次

- ◆ 日本科学者会議神奈川支部研究交流会と話題提供の募集 JSA 神奈川支部幹事会
- ◆ 「建国記念の日」に反対する 2.11 神奈川県民のつどいのお知らせ 2.11 県民のつどい実行委員会
- ◆ 安保法制違憲かながわ訴訟の東京高裁控訴審第 4・5 回期日の報告 後藤仁敏
- ◆ 米軍揚陸艇部隊配備反対連絡会がノースドックの全面返還を求める集会を開催 後藤仁敏
- ◆ 米軍揚陸艇部隊配備反対県民署名 6 万筆を横浜市長に提出 後藤仁敏
- ◆ 「令和」漁業法では「漁業の民主化」の規定が削除された (その 2) 中野 広

日本科学者会議神奈川支部研究交流会と話題提供の募集

日本科学者会議神奈川支部幹事会

今年元旦に、能登半島の先端部で、大規模な地震が発生しました。地震とともに数分で津波が押し寄せ住宅を倒壊させました。1月9日の新聞報道では死者168人、安否不明323人になっています。日本海沿岸ではかつてから地震が多発していましたが、最悪の事態となってしまいました。それにしても、災害が発生するたびに緊急物資の不足、水道などインフラへの対応、避難所の劣悪な衛生状態などが指摘されています。安倍政権の目玉だった「国土強靱化」はどこに言ったのでしょうか。いまだ、自公政権と維新は巨額の税金を軍事費、万博などに注ぎ込もうとしています。震源にある志賀原発（停止中）は2万リットルもの絶縁油がもれました。その後、何らの情報も報じられません。繰り返す大規模災害のたびに災害対策の遅れが表面化しています。今回の地震では、予想する地震は能登半島の地下水の増大にあるとする研究があったこと、原発再稼働の審査には断層存在を主張した研究者の指摘を無視するなど、「科学はだれのためにあるのか」という課題をつきつけています。

前置きが長くなりましたが、新春恒例の支部研究交流会を2月24日（土）14:00から17:00まで開催します。今年の記念講演は名寄大学名誉教授の中島常安会員に「保育と教育」をテーマに語っていただきます。新自由主義のなかで将来をになう保育教育にもさまざまな問題があります。また、保育を担う保育士の待遇は公民を問わずに十分とはとてもいえません。会員、会員でないにかかわらずどなたでも無料で参加できます。

JSA かながわ支部研究交流会

日時：2月24日（土）14:00～17:00 終了後、懇親会

会場：横浜市技能文化会館 7階 703 会議室 (TEL 045-681-6551)

アクセス：JR 関内駅南口徒歩 5 分、地下鉄伊勢佐木長者町駅
徒歩 3 分 (地図参照)



記念講演：「幼児教育の現状と取り組むべき課題」 名寄市立大学名誉教授 中島常安



日本においては「幼保一元化」と呼ばれる、教育に関する部分については、幼稚園と保育所とを共通にする制度が戦後発足し、制度上は一方が文科省、他方が厚労省の管轄となっていることで生じる不都合を解消するために、現在では「幼保一体化」と称して、両者を統合した認定こども園への転換が進められて現在に至っています。したがって保育所も幼稚園と同様に幼児教育の対象になり、その部分については、幼稚園教育要領の内容が、三者に共通するものとなっています。

そのことを踏まえて、幼児教育の課題と言えるのは、改訂されて間もない教育要領の理解についての、現場における混乱です。その混乱の一因は、理解不足とは一概に言えない、改訂内容そのものの中にもあります。教育要領は学習指導要領に連動して、ほぼ10年ごとに改訂されるものですが、私が所属している全国保育問題研究協議会(全国保問研)

に対して、文科省の担当者が、教育要領が最善のものであるとは考えていないが、批判するのであれば、エビデンスを示してほしいと述べたことがあります。日本保育学会は毎回の改訂内容を無批判に受け入れ、追隨しています。東京には存在する保問研の組織は神奈川にも以前はあったのですが、そのエビデンスと言えるものとして、一部の研究者の間で高い評価を得ている「伝え合い保育」があることを説明します。

参考文献 『保育の心理学—地域・社会のなかで育つ子どもたち』など。

話題提供

「有機フッ素化合物 (PFAS) 汚染と日本の環境汚染 (公害) 問題とその歴史」

静岡理工科大学元教授 惣田昱夫

PFASの汚染問題は世界的に大きな問題となっていますが、特に2023年はPFAS問題にとって大きな転換点となる報道がありました。その1つは米国環境保護庁(EPA)が3月14日飲料水基準案をこれまでの70ng/LからPFOS0.02ng/L、PFOA0.04ng/Lへと大幅に引き下げる内容を発表したこと。2つ目は12月3日に国際がん研究機関(IARC)がPFOSを「発がん性物質」評価した結果を公表しました。これらの規制値を受け国際的にも日本でも規制が急がれますが、汚染のひどい沖縄や多摩地域、飲料水が規制値を超えた座間市等での対策が急がれることとなります。どうでしょうか？

1970年の公害国会以降でも、重金属汚染、ダイオキシンや環境ホルモンなどの問題が起きその都度対策を取ってきましたが、これらの問題は今どうなっているのでしょうか。日本の公害の歴史を振りかえり、今後の対策や問題点を考えてみたいと思います。

『サメの歯化石のしらべ方』出版の意義について 鶴見大学名誉教授 後藤仁敏

サメの歯化石は時に青く、時に赤く輝き、不思議な魅力で化石愛好家を魅了してきました。1997年に、この化石に関心をもつ研究者・愛好家・市民が集まって、「サメの歯化石研究会」がサメの歯化石の研究を活発にし、交流をはかるために結成され、17年間活動を進めてきました。設立当初から『サメの歯化石図鑑』の出版をめざしてきましたが、2020年3月に『サメの歯化石のしらべ方・第1版』を出版することができました。出版元の地学団体研究会はかつては民主主義科学者協会の生き残り、研究活動・普及活動・条件づくりを同時に並行して進める方針を堅持しています。

類書がないことから好評を博し、日本古生物学会の「化石」、化石研究会の「化石研究会会誌」、日本地学研究会の「地学研究」、東海化石研究会の「化石の友」、日本科学者会議の「日本の科学者」などの専門誌、雑誌に書評が掲載され、初版の1000部は約4年間でほぼ完売されました。

そこで、関係者と相談し、新たに三本健治氏にも著者に加わっていただき、第2版を出版しました。第1版に700カ所以上の修正・追加を施し、学名の最新のものに変更し、板鰐類の8属16種を追加し、90位の文献も追加しました。また、初版出版後に逝去された、本会設立以来24年間にわたって筆頭世話人を務められた魚類学の世界的権威である上野輝彌氏と、軟体動物と軟骨魚類の古生物学に大きな貢献をした糸魚川淳二氏への献辞も入れました。

本書が第1版同様に、日本のサメの歯化石の研究を活発にし、さらに大きな輪を広げることを期待します。

「日本はなぜ女性研究者が少ないのか」(仮題) 医師 益田総子 (要旨未着)

「能登半島地震を引き起こした流体とは何か」

浜田盛久 (海洋開発研究機構・海域地震火山部門 研究員)

地層中に流体が存在し、その圧力が高まると地震発生のきっかけを作ります。約3年間に渡って能登半島で起こった群発地震の原因は流体だと考えられており、一連の群発地震が、1月1日に発生した能登半島地震に結びつきました。しかし、流体とは何なのかを直接検証することができないため、その起源をめぐって研究者の間で見解が一致していません。現在、テレビや新聞などによく出てくる説は、流体が沈み込んだプレートからの脱水に由来するというものですが、私はこの説には難点があると考えます。私は、約2500万年前から約1500万年前にかけての日本海拡大期に日本海沿岸に断層が形成され、当時の海水が断層中に取り込まれたのではないかと考えます。

話題提供の募集：

話題提供を募集しています。テーマを問いませんので、20分程度でお願いします。液晶プロジェクターとPCとスクリーンを用意します。1月末までに、「JSA かながわ」のホームページ (<https://jsa-kanagawa.jp/>) から、氏名、要旨、メールアドレスを記して申し込みください。終了後、17時頃から懇親会を開催します。

当日、13時から、かながわ総研事務所にて「日本の科学者」の発送作業と幹事会を行ないます。こちらにもご参加くだされば幸いです。

「建国記念の日」に反対する2.11神奈川県民のつどいのお知らせ

2.11神奈川県民のつどい実行委員会

「建国記念の日」に反対する2.11神奈川県民のつどい「すべての戦争の即時停戦を！国益でなく、市民・子どもの命を守ろう！」が以下の要領で開催されますので、お知らせします。

ロシア・ウクライナ戦争に続いて、パレスチナでも戦争が始まり、子どもたちが犠牲になっています。ウクライナでの停戦、アジア太平洋の地域協力と平和構築・学術共同について積極的に発言し研究を進めておられ、「沖縄をハブとする東アジアの平和ネットワーク」構築を提唱され、「東アジアの国連」による対話と平和を、沖縄を中心に、日中韓台湾と共に実現し、「戦争せず、平和と繁栄の道」をと主張されている羽場久美子さんにお話しいただきます。多くの皆様の参加を呼びかけます。

講師：羽場久美子さん (青山学院大学名誉教授)

日時：2024年2月11日(日) 13時30分開会 受付12時30分～

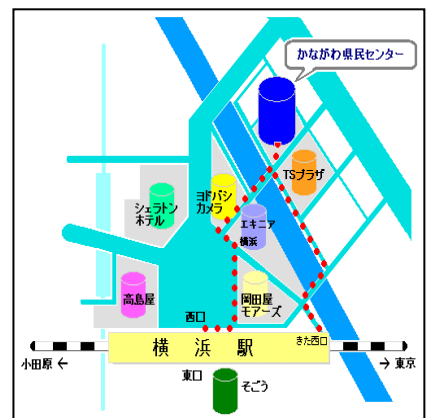
12:50頃から動画上映あり

会場：かながわ県民センター2階ホール (横浜駅西徒歩5分)

資料代500円 (高校生以下は無料)

講師プロフィール：羽場久美子 (はばくみこ) さん

1952年生まれ。日本の政治学者・国際政治学者。青山学院大学名誉教授、早稲田大学招聘研究員、京都大学客員教授。世界国際関係学会 (ISA) 副会長 (2016-17)。世界国際関係学会アジア太平洋会長 (2021-24)、日本学術会議会員。現連携会員。日本国際政治学会理事、日本政治学会理事、日本EU学会理事、日本スラブ東欧学会理事、ロシア・東欧学会理事・事務局長・幹事などを歴任。グローバル国際関係研究所所長。ハーバード大



学、ロンドン大学、ソルボンヌ大学第1（パンテオン）、ヨーロッパ大学研究所(EUI)、客員研究員。「沖縄を平和のハブに!」主唱者、共同代表。

主催：2.11神奈川県民のつどい実行委員会（神奈川労連 住谷 045-212-5855、当日 090-5588-9688）

構成団体：日本基督教団神奈川教区靖国天皇制問題委員会、日本キリスト教会横浜桐畑教会靖国神社問題委員、在日大韓基督教会横浜教会、神奈川県教育運動連絡センター、神奈川私学教職員組合連合、横浜市立高等学校教職員組合、神奈川県立障害児学校教職員組合、神奈川県教職員連絡協議会、神奈川高校教職員連絡会、横浜教職員の会、川崎市教職員連絡会、日本科学者会議神奈川支部、神奈川労連、神奈川自治労連、自由法曹団神奈川支部、青法協神奈川支部、神奈川県歴史教育者協議会、治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟神奈川県本部、アジア・フォーラム横浜、県民連絡会、教科書・市民フォーラム、神奈川平和遺族会

安保法制違憲かながわ訴訟の東京高裁控訴審第4・5回期日の報告

後藤仁敏

安保法制違憲かながわ訴訟の控訴審第4・5回期日が12月13日と15日に、東京高裁101号法廷で開かれました。全国で原告7617名、代理人弁護士1685名で、最高裁で10件、各地高裁で10件たたかわれています。

期待された12月5日のふくしま訴訟の仙台高裁での判決は、初めて憲法判断を示したとはいえ、「明白に違憲とはまでは言えない」というものでした。「裁判官として精いっぱい判断」（長谷部恭男早大教授）との評価もありますが、「矛盾と詭弁の判決」（東京新聞社説）となっています。

12月13日は、南部朝鮮初級学校校長の朴在和さんが、「差別はあっても日本社会との信頼のもと生きてきた・しかし、戦争が起これば現実にどのようなことが起こるか、そんな事態になってほしくない」と訴えました。藤沢カトリック教会司祭の河野淳さんは、「キリスト者としての信念と憲法前文と9条は一致しており、安保法制で戦争する国になることは許せない」と述べました。なお、期待していたジャーナリストの石井暁さんが、勤務先の事情で証人に立てなかったのは、残念でなりません。

15日は、東大教授の憲法学者である石川健治さんが予定の1.5倍の90分にわたって証人に立ち、スライドも使用して以下のように話しました。

安保法制は9条違反ではなく、96条違反として捉えるべきだ。国民は選挙で国会議員を選ぶ権利や、最高裁裁判官をリコールする権利をもつと同様に、憲法改正を承認する権利をもつ。これを定めたのが96条だ。

2014年7月1日の閣議決定と2015年9月の安保法制の強行採決は、本来96条による憲法改正によって行なうべきことを、閣議決定と憲法59条による法律の制定としておこなったのであり、クーデターといえる。憲法改正を定めた憲法96条は憲法の他の条項すべての根幹となっており、これを破壊することは憲法秩序そのものの破壊だ。これを看過すれば裁判所は憲法破壊の加担者になる。

安保法制に反対した国会前での国民の「国民なめんなよ」の声は、単なる不平不満ではなく、憲法改正の権利を奪われたことへの痛みの表現だ。日米安全保障条約を日米同盟に変質させたことへの歴代内閣法制局長官の反対は、憲法を首の皮一枚でも守ってきた彼らの直観によるものだ。

続いて、厚木基地爆音訴訟原告団として長く基地反対運動を続けてきた斎藤昌民さんは、次のように



図1 報告集会で発言する河野さん



図2 報告集会で発言する福田弁護士

証言しました。安保法制で厚木基地でも米軍機の緊急着陸が増えている。屋久島で爆発・墜落したオスプレイも度々来ている。今後、さらに事故が増えるのではないかと心配している。日本政府は国民の生活より米軍を優先している。南西諸島の軍事基地が強化され、戦争になれば本土の基地も攻撃される。過ちを繰り返してはならない。孫たちのためにも、違憲の安保法制をやめて、平和な国になってほしい。

両日とも終了後、報告集会が開かれ、弁護士から裁判の詳しい報告があり、傍聴者から活発な質問や意見が出されました。

東京高裁でのかながわ訴訟は、来年3月5日に結審となり、判決が出ます。最後まで注目し、安保法制（戦争法）が違憲だとされるまで運動を進めたいと思いました。

米軍揚陸艇部隊配備反対連絡会がノースドックの全面返還を求める集会を開催

後藤 仁敏

12月17日、横浜ノースドックへの米軍揚陸艇部隊配備反対連絡会が、全面返還を求める集会を開催しました。

共同代表の私が、「屋久島で爆発・墜落したオスプレイはノースドックで陸揚げされ、横田基地まで飛んで行った。横浜・首都圏で事故が起こったら大惨劇になる。この運動の目的は県民のいのちを守ることだ。配備撤回と全面返還を実現するために、しっかり学ぼう」と開会挨拶をしました。

星野潔さん（リムピース編集部）は、「なぜ今、ノースドックへの揚陸艇部隊配備なのか」について、スライドを使って以下のように講演しました（図1）。

横浜ノースドックは、米陸軍だけでなく、海兵隊、陸上自衛隊の輸送・出撃の拠点であり、米軍が「有事」に部隊を展開するRSOI（受け入れ、駐留作戦準備、前方展開、戦力統合）のもっとも重要な拠点となっている。

飛行場でもヘリポートでもないのに、米軍ヘリの訓練、発着場所、オスプレイ搬出入の拠点としても使われてきた。琉球弧から日本までの「列島線」を戦場とする戦争の出撃拠点として、揚陸艇部隊が配備されようとしている。横浜港の平和な発展を否定する基地機能強化だ。

県民署名実行委員会共同代表の山根徹也さん（横浜市大教授）は、県民署名の経過と結果について報告しました。10月24日に5.7万筆提出し、12月20日に追加分を提出し、まとめの会議を開くとのこと。

ついで、鶴見区、大和市、神奈川区、各地の平和委員会の活動が報告されました。

飛田久男事務局長が「配備反対県民署名運動の中間報告と今後の運動方向」として、「今後も幅広い運動の枠組みを維持し、学習会やウオッチング、内閣総理大臣あての署名など、さまざまな活動を進めよう」と提案しました（図2）。

最後に、森卓爾共同代表が閉会挨拶として、「配備撤回、基地の全面返還まで運動を続けよう」と訴えました。

宣伝が不足し、参加者が少なく残念に思いましたが、内容的には充実したもので、学ぶところが多く、何としても基地返還まで運動を進めようとの決意あふれる集会となりました。



図1 講演する星野潔さん



図2 提案する飛田事務局長（中央）と星野さん（左）と山根さん（右）

2023 年 6 月末から 9 月末まで全県で取り組まれた「横浜ノースドックへの米軍揚陸艇部隊配備反対県民署名」が 57837 筆集まり、10 月 24 日に横浜市長に提出されました。

県民署名実行委員会と配備反対連絡会を中心に 20 名ほどが集まり、市役所で山中市長代理の政策局基地担当理事の目黒享氏に渡しました（図 1）。

実行委員会共同代表の福田護弁護士は、1. 横浜ノースドックへの米軍揚陸艇部隊の配備について、日米両政府に対し、これに反対してその撤回を求め、配備中止の実現を図ること、2. 横浜ノースドックの早期返還を、日米両政府に対し改めて強く求めること、の 2 点をもとめる要請書を渡しました。2 月から 6 月まで先行して集められた米軍・新部隊の配備撤回を求める会の署名 3731 筆も提出され、代表の高梨晃嘉さんが要請書を渡しました。これに対し、目黒氏は「市民の安全確保の立場から国に対して説明を求めてゆく」と応えました。

続いて開催された報告集会では、もう一人の共同代表の山根徹也横浜工大教授もそろい、改めて県民署名の意義と今後の運動について討論しました。

福田代表は、「約 6 万の署名は起爆剤になりうる数字だ。さらに広げてゆく運動を考えて行こう」と発言しました。山根代表も、「これまでにない共同が広がった。このつながり続け、戦争を防ぎ、平和を守りたい」と述べました。続いて実行委員や署名に取り組んだ人びとが次々と発言しました。岡田尚弁護士も「山中市長を支えるためにも重要な署名となった。沖縄からも署名が届いた」と述べました。

私も、「神奈川 3 区市民の会は 5 月の市議会に 1500 人の署名で配備撤回を求める意見書の採択を求めたが、62 対 22 で否決された。無所属の大野トモイ市議と共産党の大和田あきお市議が素晴らしい賛成討論をした。私たちの運動はその後全県に広がり、3 区市民の 1500 の署名は全県の 6 万の署名に広がった。沖縄の人びとの辺野古新基地反対の粘り強いたたかひに学び連帯して、私たちも配備撤回まで運動を進めよう」と呼びかけました。

なお、翌日の 10 月 25 日には、福田代表らが神奈川県庁に行き、県知事あての要請書を提出し、神奈川県下にある米軍基地の一つである横浜ノースドックの現下の重大な課題であるこの問題について、全国の渉外知事会会長であり、かつ、神奈川県基地関係県市連絡協議会会長であるに黒岩県知事に対し、横浜市長と連携して、米軍部隊配備撤回に向けた取組を求めました。

署名提出については、東京新聞（10 月 26 日、18 面）、読売新聞（10 月 26 日）、しんぶん赤旗（10 月 27 日、11 面）、神奈川新聞（10 月 31 日、18 面）、新かながわ（11 月 5 日、1 面）が報道しました。

その後、追加分が寄せられましたので、12 月 20 日、再び市役所を訪れ、市長宛てに追加分の署名 1101 筆を提出しました。県民署名は合わせて 58938 筆になりました。また、先行署名も 17 筆が追加され、3748 筆となりました。

同日の夜には、呼びかけ人と賛同人らにより、締めくくりの会が横浜市技能文化会館大研修室で開催され、それぞれが県民署名の意義について述べました（図 3）。



図 1 署名を提出する福田代表(右)



図 2 報告集会で発言する福田代表



図 3 まとめの会での福田代表

「令和」漁業法では「漁業の民主化」の規定が削除された一なぜ、漁業では民主化が大事なのかー（その2）

中野 広

3. なぜ、「漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構の運用によって水面を総合的に利用し、もって漁業生産力を発展させる」ことが必要なのか

農業の土地利用は平面的利用で、利用方法はシンプルである。しかし、水面における漁業利用では、同一水面でもその上層部を利用する漁業、中層や低層部を利用する漁業など、水面は重層的に利用されている。このため、一つの漁業の操業は必ず他の漁業の操業に影響を及ぼすので、水面を区画して分割所有させることはできない。

八木庸夫¹³⁾は、「共同体的漁場支配下では、零細ではあっても、漁家が多数存在し、磯建網、タコ壺などの資源支配力の弱い漁業もその漁場を保障され、小型底曳網、吾智網などの資源支配力の強い漁業は他の漁業に迷惑をかけないように規制されながら漁場を確保するなど、多種多様な漁業が成立し、多様な漁業資源を残り隈なく利用する体制が作られている。もしも1つの漁場に数種の能率漁業しか成立せず、数種の魚種しか漁獲されないとすれば、それだけで沿岸漁業の漁獲量は数分の1に減少する」という。また、「昭和」漁業法制定メンバーであった平澤 豊¹⁴⁾も、「沿岸漁業では、経営規模拡大によってより大型の漁船の使用によって、労働生産性の向上を図ることは可能であろうが、大型船は小まわりがきかないから、狭い漁場を有効に利用するには、小型船の方が優れている」と書いた。さらに、長崎福三¹⁵⁾は、「戦後、(国の沿岸構造改善事業などの政策によって) 漁法の効率化、漁船の動力化・大型化によって小規模漁法は次第に姿を消し、規模の大きい能率漁法(底曳網、まき網、船曳網、イカ釣り、サンマの棒受網等の一本足漁業)に漁獲努力が集中するようになった。その結果、漁業種類は単相化され、特定魚種、特定漁場に漁獲努力が集中し、漁業の経済生産性の低下傾向が見られる。特定の魚しかとらない一本足漁業は生きる範囲が極めて狭い。利用できる多種多様な生物を(いろいろな漁法で)幅広く漁獲することが海洋生物利用のコツである。個々の漁業は小規模でも年間を通じた経済生産性は単一魚種に漁獲努力を集中するよりはるかに高くなり、安定する」「比較的に経済効率のよくない小規模漁業は、海の中に魚がいるにもかかわらず、見捨てられている」という。これは、漁獲量が減少する一因でもある。

このようなことから、漁場生産性を高め、地域産業としての漁業の振興を図るためには、個々の漁民に水面を利用させるにしても、漁場や水面の特質に応じて狭い漁場を広く使うものでなければならぬ。そのためには、一定の水面に多種多様な漁業を包括し、適切な調整下に全体的総合的利用が可能な方式としなければ漁場生産性(漁獲量)は増えないのである。なぜなら、一つの漁業に分割所有的な利用させれば他の漁業を排除するため、全体の漁場生産力が低下(漁獲量が減少)するからである。

それでは、なぜ、「漁業者及び漁業従事者が主体である」ことが必要なのか。それは、漁場を有効に活用し、その生産性を高めるためには漁場や漁業に精通していること、また、漁業資源の維持や漁場の保全に責任をもつことが必要だということである。つまり、漁場の資源は漁村の漁業者みんなのもの(「総有」)であることによるのである。さらに、漁業者の生存(権)の確保や地域の維持・存続のためでもある(後述)。

「令和」漁業法によって、水産庁が意図する漁場生産性の高い沿岸漁場(特に内湾)における大規模養殖は、事実上、優良な沿岸漁場を狭め、漁獲量の減少をもたらす。また、大規模養殖によって漁場の潮通しに影響したり、給餌の残滓や養殖魚の糞が底にたまり、それがバクテリアなどにより分解される際に大量の酸素が消費され、底層は貧酸素の状態となる(これを「自家汚染」という)。特に、夏季には表面水温が底層より高くなり海水の循環が進まないために貧酸素水塊発生の原因となり、底層の魚類や甲殻類は生息できなくなり、沿岸漁場に大きな影響を与える。水産物の自給率

の向上が求められている現在、このよう企業利益優先であって良いのだろうか。

4. なぜ、漁業は民主的でなければいけないのか

「漁業制度の改革」は、漁業の民主化について、「漁業の調整には細かい複雑な問題があるから、協同組合の民主化を前提とし、まずは第一次には組合内部で取り決めをし、それがうまくゆかない場合、漁調委が必要な指示をするという二段階構にした。仮に組合がボスに支配されてもその内外への弊害は委員会さえしっかりしていれば、合理的に調整され得る」¹⁶⁾と書いた。このように、「昭和」漁業法では、漁業者の意識改革とともに、組合での民主的な運営、漁調委での民主的な議論による調整の二段階システムとして、ボスの排除と行政の恣意的な関与を排除しようとするものであった。

加瀬和俊¹⁷⁾は、「漁業では、常に漁場の利用方式如何によって経営権のあり方が左右される。すなわち地元外の企業に優位な方式に漁場利用制度が変更されれば、戦前のような地元漁業者の劣位な状況が再現され、その漁業は縮小を余儀なくされてしまうので、漁場利用における民主化の課題は常に放棄してはならない重要事項である」という。

魚介類の資源量の推定はできるが、資源は管理できない。管理が可能なのは「人」つまり、漁業である。なぜなら、漁業は環境依存型産業であり、「(推定される資源量は)何重もの不確実性がある」¹⁸⁾からである。また、イノシシ、シカ、クマなどの陸上の野生動物さえも管理ができていないのに、魚介類は目に見えず、その多くはパッチ状で群れをなし広域に分布し、昼夜、季節、あるいは発達段階によって、平面的も立体的にも大きく移動するから、なおさら漁業資源の管理は困難なのである。

宮内泰介^{18, 19)}は、「何重もの不確実性」について、「①自然環境の『不確実性』である。対象とする自然は、個体間の関係、個体群間の関係、地域の生態系と外部との関係など、余りに変数が多く、自然科学が現実的に研究できるのはそのごく一部。さらに、対象地域の自然は外に開いており、なおさらその複雑さは増す。②科学の『不確実性』である。科学は対象の範囲を決め、条件を整えた上でデータをとり分析するため、データから明確に言えることは実は少なく、統計学の手法を使って、こういう条件下ではという注釈つきで、5%の危険率でこういうことが言える、という『結果』を導くにすぎない。③人間の側の『不確実性』である。研究する側は、何らかの必要性があって自然を研究するが、そうした必要性は時間が経つと変わる。必要性が変われば調べるべき対象、管理すべき対象、あるいは研究方法も変えざるをえない」と書いた。

「令和」漁業法でいう「国際基準」で、「科学的」と称されるMSY(最大持続生産量)理論で算出されるTAC(許容漁獲量)はこの①~③の不確実性全てにかかるといえる。しかも、その理論的根拠は、親を一定数残すと子が残る(「親子関係」「再生産関係」という)というものであるが、親子関係は魚介類にはないか、不明なものが大半である。また、魚介類ではその生態も不明ものも多い。何千から何百万の卵を産む魚介類は、発育初期の棲息環境がその魚介類にとっては好適であれば多くが生き残る。たった4尾が資源として加入するだけで資源量は倍増する。魚介類とはそんな生存戦略をもつ生き物である。

また、このMSY理論は、漁獲対象の個体群が生態系とは独立した存在であると仮定し、環境変動は誤差とする。すなわち、この理論は生態系や環境変動を無視したものである。

宮永健太郎²⁰⁾は、「近年の生態学では、生態系は人為的攪乱のような現象をも内包し、常に変化し続ける動的な存在であることがむしろ共通理解になっている。生態系はある程度の変化が起きても、また元の状態に戻ろうとする力であるレジリエンス(『強靱性』『回復力』)がある。つまり生態系の動的性質に鑑み、その『あるべき姿』を定式化するよりも、むしろ生態系の持つレジリエンスを見極めることの方が、自然共生社会づくりの場面では重要度を増している」「生態系機能を守るには、予め生態系の仕組みの解明が必要ではあるが、そこには複雑性や不確実性の問題が常に付きまとう。この複雑性や不確実性といった条件下で、自然共生社会づくりにおける意思決定方法と

して順応的管理がある」という。この順応的管理とは、生態系の複雑さや不確実性故に、「確実な答えは出るはずもない、というところから出発する。確実な答えを出すのではなく、問題が解決されることが大事だと考える」「データをきちんととり、科学的に分析する。そこから暫定的な計画（科学的な仮説）をたてて実施する。暫定的な計画だから、当初の予測通りの結果が出るとは限らない。結果を調べ、予想通りなのか、予想とだいぶ違うのかを確認し、それによって次の計画を考える。もちろん、科学者だけでなく、その問題にかかわりのある人々のあいだで合意形成をしながら計画し、実行する」という方式である¹⁸⁾。

漁獲量はレジームシフト、黒潮の大蛇行や北上、沿岸域の開発行為などの海洋環境の変化により大きく変わる。これらの海洋環境の主たる変化は、エルニーニョに代表される大気-海洋の相互作用に基づくものであり、近年では地球温暖化の影響が大きく、日本周辺海域の水温上昇が際立っている。それは海域生態系に連動し、漁獲量の変動はより複雑に、より不確実となっている。そして、日本の場合、問題をさらに複雑にしているのは、漁法の多くは、例えば、刺網、定置網、底曳網などのように、多種多様な魚介類を同時に漁獲するものであり、また、カタクチイワシ、イカナゴ、ウナギなどのように、仔稚魚（しらす）と成魚をそれぞれ商品として利用することにもある²¹⁾。もう一つ、底曳網漁業などでは、欧米でも大問題となっている小型魚や混獲魚などの大量投棄の問題もある。

さらに付け加えると、統計処理ではそこで起こっている現象を見落すことがある。レジームシフトがその代表例で、確かに統計処理によって長期的には海水温の上昇が認められるが、よく見ると、水温上昇の時期、低下・停滞の時期などがある。この水温変動に対応して海洋生態系が変化し、レジームシフトが発生するのである。このような変化に富む海洋環境に対して、現場を見ずして、単に統計処理のみによって机上で判断することはこの本質を見誤ることになる。これが科学の落とし穴なのである。

人間側の不確実性についていえば、20年ほど前に実施された農水省統計情報部による漁獲統計の簡素化などはその一例である。これによって多くの漁獲データの継承性は失われた。筆者は、この時の説明会に出席したが、所詮、行政の統計への理解はこんなものかと思った。また、TAC制を導入すると新たな漁獲形態になるから、以前のデータが使えず、漁獲によらない調査方法がより必要となる。これには莫大な経費がかかる。さらに、MSY算出に欠かせない諸外国が日本の近海で漁獲するサンマ、さば類、マイワシ、スルメイカなどの同一系群の魚種の正確な漁獲量データを得ることも実態として困難であろう。もう一つ、欧米のように漁船数が少なく、漁港も少ない場合には監視はたやすいが、日本は漁船数が多く、かつ漁港も全国各地にあり、監視体制の構築には経費がかかり、難しい。このことは、密漁被害の深刻さが常に指摘されているが、この摘発ができないことをみればよく分かる（注5）。

このようなことから、水産資源学の専門家^{22~24)}は、「実態のないMSY理論」²⁵⁾を資源管理に使うことに反対しているのである（注7）。

漁業者各自が、年間のカレンダーに合わせての多種多様な漁業種を組み合わせそれぞれ生業を行ない、生計を維持し、その総計として地域の維持につなげている。また、漁場は、地形、潮通りや底質など差があり、それは、季節や年によっても変わり、それにともなって漁場生産性が変わる。このような中、漁業者自らによる沿岸漁場や漁業の管理ができていたのは、「昭和」漁業法の共同漁業権によるコモンズの効用によるものである。それは、①当事者たち自身によるルールによって適切な資源管理が可能になること。②当事者たち自身によるルールなので、地域の事情に応じた細かく柔軟なルール作りや利益の分配ができる。平等への配慮、弱者への配慮など、地域の価値観を反映した資源利用が可能になる。③当事者たち自身によってルールを決めるので、その決め方も含めて地域の中での「納得」をもたらす。たとえそれで何らかの不利益をこうむることがあったとしても、その正当性は維持される。④個人や世帯を超えた地域全体の財産維持、地域全体の利益に資することができる。その際、個人・世帯の利益と地域全体の利益との間のバランスのとり方も、各

地域の事情に合わせる形でできる¹⁹⁾ことである。では、どうしてそうなるのだろうか。

①沿岸漁業の個々の経営形態は単独・独立の経営体だが、生産活動では決して単独で存在しない。海に出れば危険が多い。だから集団で出漁し、お互いに見える範囲で操業する。しかも糸や縄やあるいは網がこんがらがないように絶えず注意しなければならない、もしそのようなことが起きたら、どうしたらいいかを決めなければならないなど、常に仲間の一人として、他人の行動に注意しながら、操業しなければ経営は成り立たないことである²⁶⁾。②漁業は常に波や風などの自然災害の猛威に晒され、生命と財産を奪われる危険な産業である。明日は時化そうなときに何も決めないと漁業者間で判断が異なり、無理してでも出ようとする者が出てくる。仮に遭難すると、約1週間すべての漁船が捜索に当たることから、その間の減収は計り知れない。仲買人や加工業者も大きな損失を被る。だから迷惑をかけないためみんな従うのである²⁷⁾。③漁業者は、ある時は雇われ漁撈作業者となったり、あるいは、陸上作業などを時によっては無償で行い、相互に労働力を供給し合っていることである。これらをつきつめると、漁業資源は総有であることによる。

以上のことから、漁業における調整は細かく、複雑である。平澤 豊²⁸⁾は、「漁村青壮年漁業実践発表大会で、ある代表は『われわれは県、国のきめた規則は余り尊重しないが、自分達の取り決めたものはかならず守るし、また守らせる』と言明し、皆を苦笑させた。私も各地の漁村でリーダー達から、同じ言葉を何度も聞いた。漁民は自分たちの決めた事はかならず実行する。漁民自身がその必要を認識して、自分たちで行うこと無くしては、いかなる管理も空しいものとなる」と書いた。千葉県沿岸小型漁船漁業協同組合のキンメ部会では、「反対者にもきちんとした理由があるから、その理由を聴かないといけない」として、反対者の意見を聴いた後でも合意に達しない場合は、組合員が反対者のもとに出向き、理解してもらえるように要請するなど、全員が納得するまで決議しないことになっている²⁹⁾。これらの意味でも、「(漁業調整機構は)漁業者及び漁業従事者が主体」とすることが重要なのである⁵⁾。

「昭和」漁業法の制定を主導した久宗 高³⁰⁾は、「農業改革は農民への土地の分配で終わるが、漁業改革は漁業法等の制定がはじまり」とし、平澤 豊³¹⁾も、「漁業改革は、漁業制度そのものの改革と共に漁民の協同組織、漁業労働の改革、そして何よりも漁民の人間としての解放、漁民の意識改革を意図すること」とする。これらを踏まえ、浜本幸生³²⁾は、「漁場計画とは、普通(狭義)は、海面の利用に関する免許の内容などの事前決定を指すが、広義には、水面の総合的高度利用を図るための漁場の全体的利用計画である」と指摘し、さらに、「①水面には、魚類、貝類、藻類などの水産動植物が立体的に重複分布し、これらを対象とする漁業もまた、各種の形態が重複して存在。従って、水面の分割は技術的に不可能ばかりか、漁業生産力の発展のためにも適当ではない。②水産動植物は、水温、水質、餌料生物等の自然的条件により分布状態等が変化し、これに対応して漁業もまた変化する。③漁具・漁法や養殖技術等の進歩・発展により、漁業による漁場利用の態様も流動的となる。④漁業に投入される資本や労働力の変動及び漁村生活環境の変化や消費者の水産動植物に対する嗜好の変化など、漁業内外の社会的・経済的条件の変化も、漁場の利用に影響を与える。したがって、水面の漁業利用には、このような自然的及び社会的・経済的条件に対応して総合的かつ計画的になすべきことが要請される。だから、一定の時期にその総合利用計画の見直しが必要であり、5年または10年毎に漁業権を一斉に消滅させ、将来の予側を立てて漁業全体的に計画の見直しを行う」とした。このためには、研究サイドが、海洋(水域)環境や資源の状況、漁家・漁業経営、水産物流通、漁村や漁業地域の社会・経済状況、漁業労働などを科学的に明らかにし、それに基づいた新しい技術開発を行うことであり、研究サイドの研究成果に基づいて、漁調委が科学的な漁場計画の作成と、これに係る漁業者間の合意形成を促し、行政が漁業管理や漁家経営など、漁業振興に関する施策を実行することが不可欠であった。そして、常に、漁場計画の検証を通じて、海域の生産力を最大に利用し、漁家経営や漁業者の生活、漁村・漁業地域を維持・発展させることであった。この「昭和」漁業法の考えは、今で言う順応的管理を目指していたともいえるだろう。当然、水産業改良指導員が、この順応的管理には重要な役割をもつのである。しかし、

国や県の行政部門、試験研究機関、漁調委は、この順応的管理について政策的に意図し、実施してきたとは言いがたい。久宗が「漁業法等の制定が（漁業制度）改革の始まり」と力説したのは、実はこの順応的管理を求めていたのであり、この検証には、その前提として、漁業の民主化が常に希求されなければならないのである。

「令和」漁業法による水産庁のロードマップでは、①資源管理の推進により 2030 年の漁獲量目標を 444 万トンにする、②漁獲量ベースで 8 割の魚種を TAC 管理するとする等としている。しかし、多くの魚種の TAC と IQ（個別割当）による資源管理と、従来は漁業者や漁協が行ってきた漁場の環境保全、災害救助、密漁監視などの多面的機能のような人手と経費のかかる業務は、主に県が担うことになり、県の業務量が膨大となる。国は県に指示をすれば県はやるだろうとし、その責任を県に押し付けるが、県にはそれを実施するマンパワーも予算もない³³⁾。どうするのだろうか。きっとそのしわ寄せは漁業者にいくのであろう。（つづく）

行事案内

- ☆1月19日(金) 18:00～ 福島津島村に心をよせて「花地蔵物語」－満蒙・開拓・原発 完成披露演奏会 一部:「棄民」を語る ちばてつや、三瓶春江、小野寺利孝 二部:合唱と語り構成「花地蔵物語」 同合唱団 会場:小金井宮地楽器ホール(武蔵小金井駅南口前) 入場料 2000 円(全席自由席) 主催:「花地蔵物語」を歌う合唱団 問合せ:090-1264-2899(岡)
- ☆1月19日(金) 18:30～ 1・19 国会議員会館前行動 場所:衆議院第2議員会館前を中心に 共催:戦争させない・9条壊すな!総がかり行動実行委員会/9条改憲NO!全国市民アクション
- ☆1月20日(土) 9:30～11:45 かながわ市民連絡会全体会 会場:桜木町びおシティ6階第2研修室(地下鉄桜木町駅の上) 担当 司会:15区、書記:13区 議題:市民と野党をつなぐ会「東京との交流、各区の報告、総選挙関連情報、かながわ市民連絡会のあり方、意見交換など」 問合せ:080-3402-3360(内藤さん)
- ☆1月20日(土) 18:15～ 講演会「軍拡から〈新しい戦前〉が始まっている!」 会場:多摩市民館大会議室(小田急線向ヶ丘遊園駅徒歩5分) 講師:山田朗(明治大学教授) 資料代 500 円 主催:戦争を許さない!多摩区実行委員会 問合せ:044-931-3336(神奈川土建川崎西支部)
- ☆1月21日(日) 13:30～15:30 高木学校 月例勉強会 形式:オンライン 「汚染水はなぜ増え続けるのかー終わりの見えない海洋放出ー」 講師:塩野敏昭(工学博士) 参加費無料、参加希望の方は1月20日までに <https://forms.gle/PGpja6tFXY9QpDQv8>
- ☆1月21日(日) 13:30～ 第19回新社会党新春講演会「近隣諸国と友好外交を」 会場:横浜市技能文化会館802会議室(関内駅徒歩5分) 講師:羽場久美子さん(青山学院大学名誉教授) 資料代 800 円 問合せ先:新社会党県本部:045-662-6363、吉田明(090-2542-0413)
- ☆1月22日(月) 13:30～15:30 歌って元気!!ひるまのうたごえ喫茶 会場:クラジャ(カフェ)(小田急線藤沢本町駅徒歩7分) 会費 1000 円(飲み物、お菓子付) 主催:藤沢合唱団 問合せ:070-1315-3501(新井さん)
- ☆1月22日(月) 18:00～ 憲法改悪を許さない 総がかり行動 署名街頭宣伝 場所:新宿駅 東南口 共催:戦争させない・9条壊すな!総がかり行動実行委員会/9条改憲NO!全国市民アクション
- ☆1月22日(月) 18:00～21:00 (予約必要) オルタナティブな日本をめざして(第98回)電磁波の何が問題か(大久保貞利さん:新ちよぼゼミ) 講師:大久保貞利(電磁波問題市民研究会事務局長) 会場:スペースたんぼぼ(高橋セーフビル1階、JR水道橋駅西口徒歩5分) 参加費(資料代含む) 800 円(学生 400 円) 予約の受付窓口:たんぼぼ舎(TEL 03-3238-9035に電話していただき「受付番号」をもらってください)
- ☆1月25日(木) 10:30～ 上映会「筆子その愛ー天使のピアノ」、14:00～ 「母 小林多喜二母の物語」 会場:海老名市文化会館小ホール(小田急線海老名駅徒歩5分) 各作品前売 1200 円、当日 1500 円 山田火砂子監督の挨拶あり 問合せ:03-5332-3991(現代ぷろだくしょん)
- ☆1月25日(木) 15:00～18:00 『ヨコハマ市民自治を考える会』の定例会 会場:かながわ県民センター702号室(横浜駅西口徒歩5分) 問合せ:Eメール kura335200@star.ocn.ne.jp 参加費 300 円
- ☆1月26日(金) 10:30～15:00 福島原発かながわ訴訟第1陣控訴審・判決 場所:東京高等裁判所(霞が関) 10:30～判決入廷、11:10傍聴抽選締め切り見込み、11:30～判決言い渡し、13:00～報告集会 会場:日比谷コンベンションホール(日比谷図書館地下1階) 連絡先:福島原発かながわ訴訟を支援する会 問合せ:070-1316-4575
- ☆1月26日(金) 18:00～ 憲法9条改憲NO!ウィメンズアクション 場所:JR有楽町駅イトシア前 主催:戦争させない・9条壊すな!総がかり行動実行委員会 性差別撤廃Project Team
- ☆1月27日(土) 14:00～ 講演会「海の中から地球が見える」 会場:幸市民会館第1会議室(JR矢向駅徒歩15分) 講師:武本匡弘(プロダイバー) 学生・高校生無料 主催:実行委員会 問合せ:080-5653-6196(坂内さん)
- ☆1月28日(日) 14:20～17:15 2024 新春平和学校 会場:かながわ県民センターホール(横浜駅西口徒歩5分) 資料代 1000 円、大学生以下 500 円 記念講演:金平茂紀さん(ジャーナリスト)「『新しい戦前』

- のなかで、どのように正気を保つか〜ウクライナ戦争・憲法を殺す・メディアの変容」 特別報告：丸利一（神奈川県平和委員会代表委員）・菅沼幹夫（相模原市平和委員会代表）「横須賀母港化 50 年について」
主催：神奈川県平和委員会、原水爆禁止神奈川県協議会 連絡先：045-231-0103
- ☆1月31日（水）18:30～ **軍拡・増税、くらし破壊の悪政NO！裏金づくりの自民党政治は退場を(集会)** 会場：四谷区民ホール（東京都新宿区内藤町87） 主催：戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会
- ☆2月3日（土）14:00 新大久保駅集合 **高麗博物館見学と朝鮮料理で乾杯** 食事代 3500～4000 円 申込締切1月29日 主催：日本コリア協会神奈川 申込先：045-581-3697（小黑さん）
- ☆2月7日（水）18:30～ **篠原義仁弁護士を偲ぶ会～「挑戦と闘い」の軌跡そして絆** 会場：川崎日航ホテル11階（JR川崎駅中央東口徒歩1分） 会費：一口5000円 申込締切12月25日 問合せ：川崎公害病患者と家族の会（044-211-0391）
- ☆2月10日（土）14:30～ **衆議院議員・早稲田ゆき あなたと国政を語る会** 会場：鎌倉パークホテル（江ノ電長谷駅徒歩12分） 会費10000円（15歳以下、介助者無料） ゲストスピーカー：枝野幸雄（立憲民主党前代表）、その他多数予定 申込み・問合せ：0467-24-0573（早稲田ゆき事務所）
- ☆2月11日（日）12:50～ **「建国記念の日」に反対する2.11神奈川県民のつどい すべての戦争の即時停戦を！国益でなく、市民・子どもの命を守ろう！** 会場：かながわ県民センター2階ホール（横浜駅西口徒歩5分） 資料代500円（高校生以下無料） 講師：羽場久美子さん（青山学院大学名誉教授、国際政治学者） 主催：2.11神奈川県民のつどい実行委員会 問合せ：045-212-5855
- ☆2月11日（日）13:30～ **歴史に学び軍拡・改憲を許さず平和な世界と日本へ「建国記念の日」反対2024年2.11集会** 会場：東京労働会館7階ラパスホール（JR大塚または地下鉄丸ノ内線新大塚駅徒歩10分） 参加費700円（25歳以下300円、高校生以下無料） 大江京子さん（弁護士、改憲問題対策法律家6団体連絡会事務局長）「改憲をめぐる重大局面、憲法改憲阻止の運動を強めよう（仮）」 「パレスチナの平和をどう実現するか」 リレートーク：沖縄高校生平和ゼミナールからの訴え、国立大学法人法改定、何が問題か 主催：「建国記念の日」に反対し思想・信教の自由を守る連絡会 問合せ：憲法会議（03-3261-9007）、歴教協（03-3947-5701） オンライン（zoom）参加も可能：2月5日までにメールで、jimukyoku3@kenpoukaigi.gr.jpに申し込みください。同時に、参加費を（一般700円、25歳以下300円、高校生以下無料）をゆうちょ銀行振替口座（00160-8-66110、憲法会議）に振り込みください。
- ☆2月27日（火）18:00～21:00 **新ちよぼゼミシリーズ：オルタナティブな日本を目指して第99回 原発と火山リスク** 講師：中野宏典（弁護士） 会場：スペースたんぼぼ（高橋セーフビルの1階、JR水道橋駅西口徒歩5分） 参加費（資料代含む）800円（学生400円） 問合せ：03-3238-9035
- ☆3月5日（火）15:30～ **「輝け！九条」新護憲市民の会・神奈川定期総会** 会場：かながわ県民センター709号室（横浜駅西口徒歩5分） 問題提起：松原博「日本の平和戦略」、横山憲一「日本の農業政策の危機に抗して」 問合せ：090-7272-3092（松原）
- ☆3月7日（木）13:00～15:00 **上郷九条の会・新春大放談会** 5年ぶりの開催です。差し入れ大歓迎 会場：光明寺会館2階会議室（バス停「光明寺」下車、金沢八景行、庄戸行、庄戸5丁目行、栄プール行） 参加費500円 連絡先：加藤（045-892-6677）、野沢（045-893-2693）、牛坂（045-894-5710）、北川（045-893-4289） 主催：上郷九条の会
- ☆3月15日（金）～18日（月） **歴史と平和、文化の沖縄4日間ー憲法九条と「万国津梁」響き合う平和への道 九条の会事務局長 小森陽一さん同行** 旅行費用174,000円（羽田発着便基準） 定員30名 申込締切2024年1月12日 添乗員同行 特色：①「万国津梁」、沖縄県と日本がアジアと世界の平和、友好の懸け橋に一小堀先生と前泊博盛沖縄国際大学大学院教授が重要に対談。②現代版組踊「肝高の阿麻和利」鑑賞、琉球以来の歴史と知恵を受け継ぐ中学、高校生。③国際通り近くの5つ星ホテルに3連泊。ゆったりと沖縄を満喫。問合せ・申込み：(株)たびせん・つなぐ（03-5577-6300）
- ☆5月16日（木）～20日（月） **神奈川県平和委員会・韓国・平和と友好の旅** 16日、12:45成田発、豊臣秀吉軍との激戦地・晋州。17日、国立晋州博物館、晋州城、光州の植民地時代の建物など車窓見学。18日、5.18光州民主化運動記念行事に参加、民主墓地、展示館、望月洞墓地、光州の研究者と懇談。19日、国立日帝強制動員歴史館、朝鮮通信使歴史館、韓国の平和団体と交流。20日、釜山の在韓米軍施設見学、18:15成田着。旅行代金一人225000円（航空諸税別、変更あり） 問合せ：神奈川県平和委員会（045-231-0103） 旅行会社：ピコツアー（03-5411-7218、担当：今野）
- ☆5月25日（土）10:00～17:00、6月16日（日）10:00～17:00 **第55回日本科学者会議定期大会** zoom開催

JSA神奈川支部幹事会と発送作業と支部研究交流会：日時：2月24日（土）13:00～17:00 13時から13時30分、発送作業と幹事会 会場：横浜市中区不老町1-6-9 第1HBビル5階B かながわ総研の新事務所（1階に「牡丹飯店」という中華料理屋のある第1HBビルの5階です。関内駅南口から徒歩3分）。14時から17時、支部研究交流会（終了後、別会場で懇親会） 会場：横浜市技能文化会館7階703会議室 連絡先：飯岡ひろし（携帯：090-1557-9941、E-mail:iioka408(at)gmail.com）

次号の原稿の募集：近況、論説、報告、旅行記、論評、自著紹介、書評、その他、原稿をメールまたはファックスでお寄せください。毎月10日ごろの締め切り、15日ごろの発送です。
送り先：後藤仁敏（E-mail：goto(at)kd5.so-net.ne.jp、Fax：045-894-1052）